

和泊町ブランディング事業業務委託仕様書

1 委託業務名

和泊町ブランディング事業

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 趣旨

町政の発信力を強化し、町のブランド力を向上させるため、専門的な知識を有する事業者により、和泊町が主体となり制作する印刷物・WEB サイト等の広報ツールのディレクション及びデザイン業務を委託する。

4 業務内容

(1) 広報誌「わどまり」

ア 作業量：A4サイズ 20ページ（1号あたり） / 令和6年7月号（6月初旬入稿）・令和6年9月号・令和6年11月号・令和7年1月号・令和7年3月号・令和7年5月号

イ 主な作業：誌面全体のディレクション / 全ページのデザイン及び入稿データ制作 / 担当者と共同での、特集記事企画・各種取材・写真撮影・コピーライティング

ウ その他：1号あたり数回の編集会議への出席（オンライン可） / 委託費に印刷代は含まれない

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略である「わどまり未来予想図プロジェクト」

ア 作業量：A4サイズ 20ページ

イ 主な作業：誌面全体のディレクション / 全ページのデザイン及び入稿データ制作 / 担当者と共同での各種取材・写真撮影・コピーライティング

ウ その他：数回の編集会議への出席（オンライン可） / 委託費に印刷代は含まれない

(3) ふるさと納税WEB サイト

ア 作業量：1 ページ（1 記事）

イ 主な作業：運用中のふるさと納税WEBサイト

（<https://wadofuru.studio.site/>）の記事作成 / 担当者と共同での各種取材・写真撮影・コピーライティング / 保守管理

ウ その他：委託費にサーバー費を含む

(4) ふるさと納税ポスター

ア 作業量：B 2 サイズ 1 種

イ 主な作業：全体のディレクション / デザイン及び入稿データ制作 / 撮影（必要に応じて）

ウ その他：委託費に印刷代は含まれない

エ 納品時期については担当者と相談の上決定する

(5) くらすわどまりWEB サイト

ア 作業量：1 ページ（1 記事）

イ 主な作業：運用中のくらすわどまりWEBサイト

（<https://kurasu-wadomari.info/>）の記事作成 / 担当者と共同での各種取材・写真撮影・コピーライティング

(6) 空き家活用ポスター

ア 作業量：B 2 サイズ 1 種

イ 主な作業：全体のディレクション / デザイン及び入稿データ制作 / 撮影（必要に応じて）

ウ その他：委託費に印刷代は含まれない

エ 納品時期については担当者と相談の上決定する

(7) 移住・定住促進事業冊子「移住者10人の声」VOICEのVOL. 2

ア 作業量：A 5 サイズ10ページ

イ 主な作業：誌面全体のディレクション / 全ページのデザイン及び入稿データ制作 / 取材・写真撮影・コピーライティング

ウ その他：委託費に印刷代は含まれない

(8) 農業祭ポスター

ア 作業量：B 2 サイズ 1 種

イ 主な作業：全体のディレクション / デザイン及び入稿データ制作 / 撮影（必要に応じて）

- ウ その他：委託費に印刷代は含まれない
- エ 令和6年9月27日（金）までに入稿データを納品すること
- (9) 令和7年度行事カレンダー
 - ア 作業量：A2サイズ 12ページ
 - イ 主な作業：全体のディレクション / 全ページのデザイン及び入稿データ制作
 - ウ その他：委託費に印刷代は含まれない
 - エ 納品時期については担当者と相談の上決定する
- (10) 令和7年新成人記念品
 - ア 作業量：トートバッグ1種
 - イ 主な作業：全体のディレクション / デザイン及び入稿データ制作
 - ウ その他：委託費にトートバッグ代・印刷代は含まれない / 完成品を納品（トートバッグ代・印刷費は精算払い）
 - エ 令和6年12月20日（金）までに完成品を納品すること
- (11) 上記（1）～（10）の案件のデータをリサイズして納品

5 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務により得られた成果物の権利は、原則として町に帰属する。
- (2) 本業務に関し、受託者が町から受領又は閲覧した資料等は、町の了解無く公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た、町及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

6 その他

- (1) 肖像権や著作権などを侵害しないよう、関係法令等を遵守して作成すること。
- (2) 掲載写真は、受託者が独自に撮影・入手もしくは発注者等から借用すること。
- (3) 写真撮影を行う際には、適切な撮影機材及び照明機材を準備して撮影するとともに、他媒体に転用可能な高解像度サイズで記録

すること。

- (4) 契約締結後，速やかに業務に着手し，委託業務の進行状況については，随時，町に報告すること。
- (5) 受託者は，各担当者と綿密な打ち合わせのうえ，各業務を進行すること。
- (6) 本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合には，その都度，町と十分に協議するものとする。
- (7) 受託者は，業務の全部又は主体部分を第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。